

別表(第5条)

適用条項	減免の事由	減免の基準	減免率		減免期間
条例第13条第1項第1号	災害による減免	災害による住宅、家財又はその他の財産の損害の程度に応じて減免する。	全焼又は全壊	免除	6箇月以内
			半焼又は半壊	70%	
			床上浸水	50%	
条例第13条第1項第2号から第4号まで	収入の激減による減額	当該世帯のその年の収入額等の見込み額が最低生活費相当額の130%以下である場合に、上記見込み額が前年の収入額等と比較して減少した割合に応じて減額する。	減少率30%以上	30%	6箇月以内
			減少率50%以上	40%	
			減少率70%以上	50%	
条例第13条第1項第5号	生活困窮による減免	当該世帯のその年の収入額等の見込み額が最低生活費相当額以下である場合に、上記見込み額の最低生活費相当額に対する割合に応じて減免する。	比較率50%以上	50%	12箇月以内
			比較率50%未満	80%	